

習志野市いじめ防止基本方針（案）パブリックコメント手続の概要

1. 基本方針策定の背景

平成23年10月に起きた大津市でのいじめ事件が契機となり、平成25年に国の「いじめ防止対策推進法」が制定されました。その中に示されているとおり、市内の小・中・高等学校は「学校いじめ防止基本方針」を策定、公表し、いじめ問題に取り組んでいます。本市教育委員会でも、平成24年2学期より市内の小・中・高等学校を対象に市内統一のいじめアンケートを年3回実施し、いじめの実態把握、いじめの未然防止、早期発見、問題への迅速な対応に努めております。

「いじめ防止対策推進法」を受け、千葉県は「千葉県いじめ防止対策推進条例」と「千葉県いじめ防止基本方針」を策定しました。同法は第12条で市町村に対しても「いじめ防止等の推進のための基本方針を定めるように努めるものとする」と努力義務を規定しています。

そこで、いじめが決して許されるものではないことから、「習志野市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等（いじめの防止、早期発見、いじめへの対処）のための対策に関し基本理念を定め、習志野市・習志野市教育委員会が取り組む基本的な方向を明らかにするものです。

2. 基本方針策定の目的

「千葉県いじめ防止基本方針」を参酌し、習志野市の実情に応じたいじめ防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めることにより、習志野市・習志野市教育委員会が取り組むべき施策を整理し、及び積極的かつ効果的ないじめの防止等のための対策を実施することにより、児童生徒が健やかに成長することができる環境をつくることを目的とします。

3. 基本理念及び内容項目

いじめはすべての児童生徒に関係する問題であり、すべての児童生徒が「いじめが絶対に許されない行為であると正しく認識」すること、自分がいじめを受けた場合やいじめを見つけた場合にどのように対処したらよいのかを理解し、行動できる力を身に付けることが、学校の内外を問わず「誰もがいじめの当事者となることのない環境を整える」ための中核をなすものです。

そして、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも重要であり、そのために関係者が連携し、習志野市民が一丸となって取り組んでいくことが必要です。

この基本理念のもとに、本方針は次の内容項目で構成し策定するものです。

- 1 はじめに
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
- 3 習志野市・習志野市教育委員会が実施すべき施策
- 4 学校及び学校の教職員の役割
- 5 保護者及び市民の役割
- 6 重大事態への対処
- 7 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

4. 意見募集の方法

募集期間	平成27年9月1日（火）～平成27年9月30日（水）
公表の方法、場所	情報公開コーナーで閲覧、市ホームページへの掲載
意見を提出できる方	市内に住所を有する方、市内に事務所または事業者を有する方、市内に通勤または通学している方
提出方法	持参、郵送、ファクシミリ、市ホームページからの送信